

「アクセス・コントロール」をめぐる攻防

- メーカー vs. アフターマーケット・サプライヤー “DMCA 編” -

いま、米国の法廷で「アクセス・コントロール」をめぐる激しい攻防が展開されています。といっても、ネット上を行き来する音楽や映像の著作権をめぐる争いではありません。ここでご紹介するのは、プリンタのトナーカートリッジなど、コンシューマー・プロダクツ等の消耗品/パーツをめぐる「メーカー対アフターマーケット・サプライヤー」の争い2件です。

今年8月、10月と相次いで高裁レベルの判決が下されたこれらの事件では、1998年の制定当時から論争の絶えなかった「デジタルミレニアム著作権法」(DMCA)という新しい法律の射程範囲が、上記のとおり「メーカー対アフターマーケット・サプライヤー」という構図の中で争われただけに、ハリウッドや音楽業界だけでなく、広く産業界、法曹界の注目を集めたのです(Chamberlain Group Inc. v. Skylink Technologies Inc., Fed.Cir., 8/31/04; Lexmark International Inc. v. Static Control Components Inc., 6th Cir., 10/26/04)。

後述するように、この法律は著作物に対するコピーガードなどの技術的保護手段の回避を防止することを目的としており、これを回避することを可能とする機器等の販売、製造等を禁止するもので、当時議会ではインターネットの発達に伴う電子商取引の成長を促進することを意図していたと一般に理解されていました。ところがレックスマーク事件のような想定外(?)の利用方法が出てきたため、大きな議論となったわけです。レックスマークの提訴後、米法律誌 The National Law Journal(2/7/03)は、この訴訟の影響を次のように紹介しています。

「もしフォードが自社製の自動車を、そのすべての取替えパーツや備品についてもフォード製のものしか使えないように設計したらどうだろうか。自動車の持ち主がフォード以外のメーカーが作ったスパークプラグやラジオ/DVDプレーヤーを取り付けたところ、自動車が走らなくなったとしたら…。しかも、自動車の持ち主は著作権侵害の責任を問われる可能性も出てくるのだ。最近提起された訴訟(レックスマーク事件)の結果いかんでは、きわめて広範な製品分野において、このような締め付けが現実のものとなる可能性がある。この訴訟は、第三者(アフターマーケット・サプライヤー)の製造した取替え部品や備品を消費者が使用することを阻止するために、メーカーが著作権で保護されるソフトウェア --- そしてデジタルミレニアム著作権法 --- を利用できるか否か、という問題に対するテストケースとなる……」

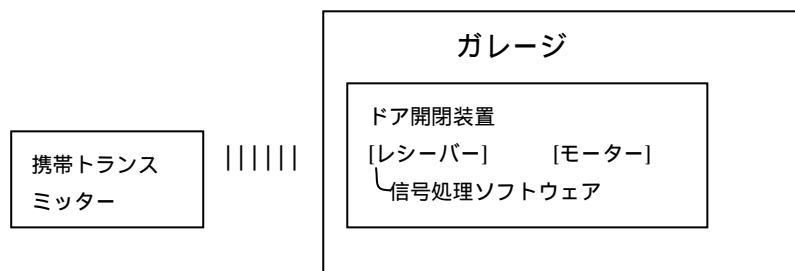
NLJ誌が示したような懸念は具体的にどこから発するのか、これに対し、裁判所はどのように応じたのか。以下、両事件の背景、争点となったデジタルミレニアム著作権法の概要を説明した上で、今回の両裁判所の判断を紹介してゆきます。

*なお、後述の通り、チェンバレン事件(CAFC判決)の場合、最高裁への上告可能性、レックスマーク事件(第6巡回区判決)の場合は仮差止め命令に対する控訴裁判であるため、最高裁への上告可能性とともに、引き続き地裁での本案訴訟続行可能性が残っているため、今回の両高裁判決でDMCAをめぐる法廷闘争に決着がついたというわけではありません。

[チェンバレン (Chamberlain) 事件の背景]

- ・ 対象製品 / 技術 : ガレージドア・オープナー (GDO)

...携帯「トランスミッター」とガレージに装填される「ドア開閉装置」から構成される。「ドア開閉装置」には、信号処理ソフトウェアを備えた「レシーバー」とドアを開閉する「モーター」が備えられている。ドアを開閉するには、トランスミッターを作動させ、無線周波数をレシーバーに送る。レシーバーの信号処理ソフトウェアが認識済み信号を受けると、ドアの開閉をモーターに支持する。



- ・ GDOの取引慣行 : 家の所有者がGDOシステムを購入する場合、トランスミッターと開閉装置がセットで提供される。所有者は、メーカーや機種に関係なく、自ら購入したGDOシステムと相互作用するようプログラミングできる「ユニバーサル・トランスミッター」を購入することが可能だった。
- ・ 原告チェンバレン : “Security +” シリーズ GDOシステムを販売
 - 著作権対象である「ローリング・コード」プログラムを含んでいる。
 - このプログラムは、GDOシステムのロックを外す番号配列を常に変更させることにより、泥棒などがコードを盗み取ってドアを開けることを防止する。
- ・ 被告スカイリンク : “Security +” GDOシステムでの利用を可能とするプログラムを備えた “Model 39” 取替え用トランスミッター（「ローリング・コード」プログラムは搭載されていない）の販売を開始

・ 訴訟

2002年 チェンバレン スカイリンク

DMCA 第 1201(a)(2)条違反を主張して、

イリノイ北部地区連邦地裁に提訴

(*訴状には3件の特許侵害申立も含まれているが本件控訴対象にはなっていない)

2003.8 地裁判決 - 略式判決 (summary judgment) : Skylink による DMCA § 1201(a)(2)違反なし
控訴

CAFC

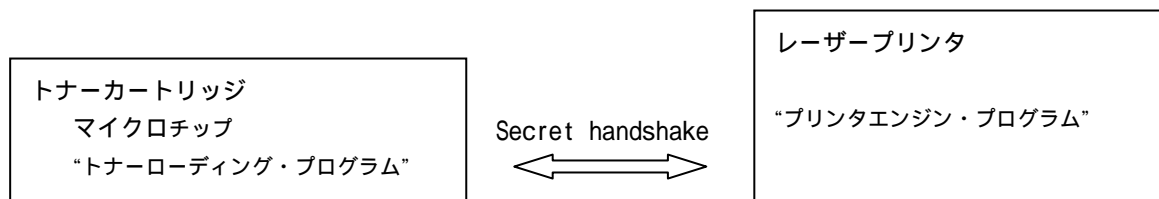
[**レックスマーク (Lexmark) 事件の背景**]

- ・対象製品/技術：レーザープリンタ用トナーカートリッジ
- ・原告レックスマークの純正品カートリッジ販売戦略：レックスマークはレーザープリンタ、インクジェットプリンタの大手メーカー。自社製プリンタ用のトナー・カートリッジも販売。販売に際してはカートリッジを2つのタイプに分けている。

“Prebate” カートリッジ - 法人向けに販売。ディスカウント価格で購入できる代わりに、使用後のカートリッジはレックスマークに返却すること（一度のみの使用）に同意する必要がある。各カートリッジの上端に「シュリンクラップ」契約が表示されており、カートリッジを使用することで本契約条件を受諾したことになる。

“Non-Prebate” カートリッジ - ディスカウントなしの通常価格販売。ただし、使用回数の制限はなく、ユーザー自身または再生業者によってトナーを充填し、再利用が可能。

* 消費者に“Prebate” カートリッジ契約を遵守してもらうべく、レックスマークがとった手法：カートリッジにカートリッジ中のトナーレベル決定するプログラム (Toner Loading Program) を組み込んだマイクロチップを埋め込むとともに、レーザープリンタ中のコントローラ・ボードに様々な印刷作業を制御するプログラム (Printer Engine Program) を組み込む。プリンタエンジン・プログラムはトナーローディング・プログラムが示す認証シーケンスを確認したときに初めて、互いに連携を取り合っ最 適の印刷を行う（「秘密の握手 (secret handshake)」と呼ばれている）。したがって、レックスマーク以外のアフターマーケット・サプライヤーの互換カートリッジを使用してもプリンタが作動しないようになっている。



- ・被告Static Control Components(SCC)の行為：トナーカートリッジ再生業者向けの部品製造を行っているSCCは、レックスマーク製カートリッジのマイクロチップをすり抜けてレックスマークのプリンタを正常に機能させる、取替えカートリッジ用のチップ “SMARTEK” チップを設計し、アフターマーケット・サプライヤー向けに販売。

・訴訟

2002年 レックスマーク SCC
 著作権法違反、DMCA違反を主張して、ケンタッキー東部地区連邦地裁に提訴
 ・レックスマークのチップに組み込まれたソフトウェアを無断複製することによる著

著作権法違反、およびチップ、プリンタに組み込まれたプログラムへのアクセスをコントロールするための技術的手段である「秘密の握手」を回避したことによる DMCA 違反。

2003.2 地裁命令：レックスマークの仮差止め命令申立を認容

- レックスマークは著作権侵害、DMCA 違反のいずれにおいても本案勝訴の蓋然性を証明した。

控訴

6th Cir. (第6巡回区連邦控訴裁)

[DMCA の主要条項]

DMCA は 1996 年に採択された 2 つの WIPO 著作権条約に米国法を整合させるためのステップとして、1998 年に連邦議会により制定されたもの。この条約は、「本条約またはベルヌ条約に基づく権利の行使と関連して著作者が使用する効果的な技術的手段であって、著作者または法によって認められていない行為を制限する技術的手段への回避に対する十分な法的保護と効果的救済を規定する」ことを締約国に要求している。DMCA は、著作物へのアクセスをコントロールする技術的手段に対する回避を禁ずる 3 つの規定をもっている。

・禁止される行為

17 USC § 1201(a)(1) ... 『反回避条項 (anti-circumvention provision)』

17 USC § 1201(a)(2), 1201(b)(1) ... 『反不正売買条項 (anti-trafficking provision)』

§ 1201(a)(1) 「(A).....何人も、本法典（著作権法）に基づき保護される作品へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない」

§ 1201(a)(2) 「.....何人も、以下の条件を満たすいかなる技術、製品、サービス、装置、コンポーネントまたはそれらのパーツを、製造、輸入、公衆への申出、提供、その他不正に売買することはできない。

- (A) 本法典（著作権法）に基づき保護される作品へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを主な目的として設計または製造されたもの
- (B) 本法典（著作権法）に基づき保護される作品へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避すること以外に、商業上意味ある目的または用途が極めて限られているもの
- (C) 本法典（著作権法）に基づき保護される作品へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避するために使用されることを認識している者によって、またはこの者と共同する他の者によって販売されるもの」

§ 1201(b)(1) 特定の形態の「アクセス」は認めるものの、それ以外の著作権作品の使用を制限する技術的手段の回避を目的とする装置等の製造、輸入等を禁ずる。

・ リバースエンジニアリング抗弁

DMCA は以下 3 つの「リバースエンジニアリング抗弁」規定をもっている（「相互運用性」免責）。

§ 1201(f)(1) 「1201(a)(1)(A)の規定にかかわらず、コンピュータ・プログラムの複製物を使用する権利を合法的に得た者は、独自に創作したプログラムと他のプログラムとの相互運用性を達成するために必要であり、かつその者（回避行為を行う者）が容易に入手することのできなかった当該プログラムの要素を特定し、分析することのみを目的として、当該プログラムの特定部分へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することができる。ただし、かかる特定・分析行為は、本法典（著作権法）に基づく侵害を構成するものであってはならない」

§ 1201(f)(2) 「§ 1201(a)(2), (3)の規定にかかわらず、本条(f)(1)の特定及び分析を可能にするために、または独自に創作されたコンピュータ・プログラムと他のプログラムとの相互運用性を達成することを目的として、技術的手段または技術的手段によってもたらされる保護を回避する技術的手法を開発し、利用することができる……。ただし、かかる行為は、本法典（著作権法）に基づく侵害を構成するものであってはならない」

§ 1201(f)(3) 「本条(f)(1)で認められた行為により得た情報、及び本条(f)(2)で認められた手法により得た情報は、(f)(1)または(f)(2)の適用対象となる者が、独自に創作したコンピュータ・プログラムと他のプログラムとの相互運用性を達成することのみを目的としている場合、他者に利用させることができる。ただし、かかる行為は、本法典（著作権法）に基づく侵害を構成するもの、その他本条以外の適用法に違反するものであってはならない」

[高裁判決]

・ チェンバレン事件CAFC判決 * 本件はCAFCにとって 1st impression case (先例のない事件)

1. チェンバレンの主張：自社トランスミッターと開閉器は著作権で保護されたコンピュータ・プログラムを搭載しており、「ローリングコード」プログラムはこれらプログラムに対する「アクセスをコントロール」する「技術的手段」である。したがって、これをすり抜けてドア開閉を可能にしたスカイリンクは DMCA § 1201(a)(2)違反の責任が推定される（なお、チェンバレンはスカイリンクがプログラムの著作権を侵害／寄与侵害自体は主張していない）。

2. CAFC の判断：地裁判決確認。「スカイリンクによる DMCA 違反なし」

DMCA § 1201(a)は、著作権を侵害する、もしくは侵害を助長するようなアクセスを可能にする場合にのみ、「回避」を禁ずるもの。そもそも、DMCA は、（独立した「アクセス権」といった）新たな財産権を創設する法律ではなく、財産（著作権）の保有者に対しそれを守る新たな方法を提供するもの、すなわち著作権侵害責任を問う新たな訴因を提供するものに過ぎない。この場合、回避（または不正売買）を主張する原告は、被告によるアクセスが著作権者の許諾を受けていないことを証明しな

なければならない。これは、本件のように、チェンバレンの GDO 購入者がそこに埋め込まれたチェンバレンのソフトウェア複製物を使用することが著作権法上認められているケースにおいては、非常に重い証明責任といえる。

チェンバレンは、著作権対象のソフトウェアを含む製品であって、そのソフトウェアへのアクセスをコントロールする技術的手段を備えた製品を使用すればすべて、メーカーが購入者に対して明示の承諾を与えない限り、DMCA 下では「当然違法(per se illegal)」になると主張する。このような解釈は、メーカー側に反トラスト法と著作権濫用法理に対する広範な免責を与えることになりかねない。DMCA は、著作権法が消費者に与える最も基本的な権利、すなわち彼らが購入したチェンバレン(製品)の埋め込みソフトウェアの複製物を使用する権利、をチェンバレンが奪い取ることがを認めていない。

・レックスマーク事件第6巡回区判決

1. レックスマークの主張：SCC のコンピュータ・チップは、
 - 1) トナーローディング・プログラムの無断複製であり、著作権法に違反する、
 - 2) トナーローディング・プログラムへのアクセスをコントロールするための技術的手段を回避することにより、DMCA に違反する、
 - 3) プリンタエンジン・プログラムへのアクセスをコントロールするための技術的手段を回避することにより、DMCA に違反する。

2. 第6巡回区控訴裁の判断：地裁の仮差止め命令破棄。地裁へ差戻し。 - レックスマークは、著作権法違反、DMCA 違反いずれの請求においても本案勝訴の蓋然性を証明できなかった。
 - 1) トナーローディング・プログラム(非常に短い指令からなる)の著作権性を認めるに当たり、地裁は、互換性要件、業界標準、効率性といった外部要因(機能面等によって表現が限定されてくるため、創作性の余地が少なくなる)を考慮しなかった。トナーローディング・プログラムは、機能的には「ロックアウト・コード」であり SSC の複製行為は正当化される。
 - 2) SSC のチップは、「プリンタエンジン・プログラムを作動させる認証シーケンスを複製しており、DMCA でいうアクセス・コントロール技術の回避に該当する」というレックスマークの主張は、成立せず。 --- このプリンタエンジン・プログラムは誰でも簡単に読むことが可能であり、同プログラムへのアクセスに対する効果的なコントロール技術が存在していたとはいえない。レックスマーク製プリンタを買った者は誰でも、認証シーケンスの有無に関係なく「プリンタエンジン・プログラム」のコードをプリンタメモリから直接読みだし、ソースコードへ変換することができる。DMCA の立法経過に照らしても、「著作権対象たる作品部分を保護されない状態に放置しておきながら、消費者が購入商品を使うことは妨げるように企図された技術的手段に対して、これを回避する行為の責任を問うこと」を議会が意図していたとは見出せない。事実、議会が相互運用性免責の規定を DMCA に

加えたひとつの理由は、「コンシューマー・エレクトロニクス環境において」DMCAが相互運用性ある装置の利益を消費者から奪うことがないようにするためであった。……トナーローディング・プログラムについても、同様に SCC のチップが同プログラムへのアクセスを提供するのではないといえる。

3. 第6巡回区メリット判事の補足意見：

「……当裁判所の判断が、本件のトナーローディング・プログラムやプリンタエンジン・プログラムにおける狭い事実関係に限定されることのないよう、この補足意見を書くものである。将来またレックスマークのような企業が、本件の事実関係に少し手を加えることにより、改めてDMCAを利用して自社製品の独占を生み出すようなことができないように、ここで明確にしておく必要がある。重要なのは、DMCAが「保護された作品へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを主たる目的として設計または生産された」技術の不正取引を禁ずることである。ここでカギとなるのは、回避技術の「目的」である。本件SCCのトナーカートリッジ用チップは、トナーローディング・プログラムから利益を得ようとしたのではない。競合トナーカートリッジがレックスマーク製プリンタで作動することを唯一の目的としていたのだ。

これに対し、レックスマークが主張している DMCA の解釈は、製造者が故意に技術的手段を回避し、保護されている作品にアクセスする場合は、その「目的」とは関係なく、常に法律違反になるというものだ。このような解釈は、「…を目的として」という文言の意味を無視するものであり、かつ DMCA の重要目的 映画、音楽、コンピュータ・プログラムなどの著作権作品の海賊行為を禁ずる をないがしろにするものだ。レックスマークが主張するとおりの解釈を受け入れれば、メーカーは、本件と同様の、ただしより創作性を持たせたロックアウト・コードを使用することにより取替え部品に対する独占を生み出すであろう。たとえば、自動車メーカーは、ロックアウト・チップを組み込むことにより、自社製自動車の全取替え部品市場を支配することが可能となりかねない。議会は、DMCA がこのように攻撃的に利用されることを決して意図していなかった。あくまで、著作権法で保護された作品に対する海賊行為を「目的として」保護手段を回避する者への適用を意図していたのだ。したがって、原告が、被告のかかる目的を立証することができない限り、原告の請求を受け入れるべきではない……」

少なくとも条文の文言からは、著作権侵害の有無とは別個の「アクセス権」が DMCA によって確立されたように読み取れるというのが複数の専門家の見解でしたが、アフターマーケットにおける合法的競争を確保するという政策的見地が今回の高裁判決には反映されたようです。

両事件の裁判所判決は以下のサイトで入手可

・チェンバレン事件

<http://caselaw.lp.findlaw.com/scripts/getcase.pl?court=fed&navby=case&no=041118>

・レックスマーク事件

<http://caselaw.lp.findlaw.com/data2/circs/6th/035400p.pdf>